第二十二条の四十七　削除

第二十二条の七十六の四を第二十二条の七十六の五とし、第二十二条の七十六の三の次に次の一条を加える。

（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）

第二十二条の七十六の四　法第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度は、産業競争力強化法施行規則第十一条の十八第三項の確認をした旨の表示がある同令第十一条の三第一項の認定書（産業競争力強化法第二十一条の十六第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第十一条の四第四項の変更の認定書）に添付された同令第十一条の十八第一項に規定する確認申請書の写しに特例事業年度として記載された事業年度で、当該写しを保存することにより証明がされたものとする。

2　法第六十八条の九十六の二第二項第二号イに規定する財務省令で定める金額は、同条第一項に規定する適用連結事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二十一の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額（当該適用連結事業年度の連結確定申告書等に当該適合証明書の写しの添付がある場合における当該金額に限る。）とする。

第二十三条の八の八第八項中「第一条第二十九項第二号イ」を「第一条第三十一項第二号イ」に改める。

第二十三条の九第十五項中「第一条第十五項第二号イ」を「第一条第十七項第二号イ」に改める。

第二十三条の十二の二第二十八項第五号中「第一条第九項」を「第一条第十一項」に改める。

第三十条の二第一項第二号中「計画（法第八十条第一項の」を「認定事業再編計画（法第八十条第一項に規定する」に改め、「又は認定特別事業再編計画」を削り、「）に」を「）又は認定事業基盤強化計画（施行令第四十二条の六第二項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。同号において同じ。）に」に改め、同項第三号中「計画」を「認定事業再編計画又は一の認定事業基盤強化計画」に改め、同条第三項中「（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣府、総務省、財務省、令第一号）」を削り、同条第四項中「第二条第二十七項」を「第二条第三十一項」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表七㈠付表五の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「投資の額の累計額　(3)」の欄は、租税特別措置法第66条の11の４第２項第２号イに掲げる金額を記載すること。

別表七の二付表六の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「投資の額の累計額　(6)」の欄は、租税特別措置法第68条の96の２第２項第２号イに掲げる金額を記載すること。

別表二十一の㈠中「海外投資等損失準備金」の下に「、中小企業事業再編投資損失準備金」を加え、同表の㈡中「海外投資等損失準備金積立額」の下に「、中小企業事業再編投資損失準備金積立額」を加える。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、法人税法施行規則別表七㈠付表五の記載要領の改正規定のうち同第一号中「第４号」を「第５号」に改め、同改正規定中同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「投資の額の累計額　(3)」の欄は、租税特別措置法第66条の11の４第２項第２号イに掲げる金額を記載すること。

第一条のうち、法人税法施行規則別表七㈠付表五の次に六表を加える改正規定のうち別表七㈡付表五の記載要領第一号中「第４号」を「第５号」に改め、同改正規定中同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「投資の額の累計額　(3)」の欄は、租税特別措置法第66条の11の４第２項第２号イに掲げる金額を記載すること。

第三条中租税特別措置法施行規則第二十条の七の改正規定の次に次のように加える。

第二十条の十第四項中「第二十七条の十二の五第十三項第一号イ」を「第二十七条の十二の五第十三項第一号ロ」に改め、同条第五項中「第二十七条の十二の五第十三項第一号イ」に改め、同条第六項中「第二十七条の十二の五第十三項第一号ロ」を「第二十七条の十二の五第十三項第三号」に改め、同条第七項中「第二十七条の十二の五第十四項」を「第二十七条の十二の五第十三項」に改め、同項第一号中「第二十七条の十二の五第十三項各号」を「第二十七条の十二の五第十二項各号」に改める。

第三条中租税特別措置法施行規則第二十二条の十一の二の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条の十二の二に次の一項を加える。

3　法第六十六条の十一の四第二項第二号イの適用事業年度以前の各事業年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における同号イに規定する財務省令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する記載された金額からその適用に係る同条第一項第一号に規定する適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度をいう。）の次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

一　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項に規定する当初申告特定超過控除対象額

二　法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項に規定する当初申告非特定超過控除対象額のうち施行令第三十九条の二十三の二第二項に規定する計算した金額に達するまでの金額

附　則

（施行期日）

1　この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から施行する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

2　この省令の施行の日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第三十条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「）又は認定事業基盤強化計画（施行令第四十二条の六第二項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。同号において同じ。）に」とあるのは「）に」と、同項第三号中「又は一の認定事業基盤強化計画について」とあるのは「について」とする。

○財務省令第五十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官）	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］